徳島県選挙管理委員会告示第93号

令和８年４月19日執行の美馬市議会議員一般選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第１００号）第２１５条の規定により告示する。

令和８年10月30日

徳島県選挙管理委員会委員長　　岩　丸　正　史

裁　決　書

徳島県美馬市脇町字拝原 2573 番地 8
審査申立人　　中　川　重　文

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和８年８月 12 日付けで提起された令和８年４月 19 日執行の美馬市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、徳島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主　文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙について、美馬市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は令和８年７月 21 日付けで異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、これを不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し、本件選挙における当選人藤原昌樹の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てたものである

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

１　当選人藤原昌樹の当選の効力について

当選人藤原昌樹は、投票を得る目的で戸別訪問を行ったほか、本件選挙の期日当日にも美馬町近隣において投票を得る目的で戸別訪問を行うなど、公職選挙法第 129 条（選挙運動の期間）及び第 138 条（戸別訪問の禁止）に違反する行為を公然と行った。このような重大な公職選挙法違反行為を行った者の当選は無効とされるべきである。

２　市委員会の審理手続に対する不服について

市委員会は申立人への連絡や説明を行わず、不透明な審理手続を進め、当選人に配慮した決定を行った。市民の疑問に対して説明責任を果たさず棄却した原決定には重大な手続的瑕疵が存在する。

争　点

本件審査申立てにおける争点は次のとおりである。

１　当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反主張の争訟対象性について

申立人が主張する選挙運動期間外の行動や選挙日当日の戸別訪問等の公職選挙法違反行為の存在が、本件当選の効力に関する争訟において直接の当選無効事由となり得るか、また選挙管理委員会にこれらを認定及び判示する権限があるか否か。

２　市委員会の審理手続の瑕疵について

地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出については、公職選挙法第216条第１項において、「行政不服審査法第９条第４項、第11条から第13条まで、第19条第２項（第３号及び第５号を除く。）及び第４項、第23条、第24条、第27条、第30条第２項及び第３項、第31条（第５項を除く。）、第32条第１項及び第３項、第33条、第35条から第37条ま

で、第38条（第６項を除く。）、第39条、第41条第１項及び第２項、同条第３項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第44条、第45条第１項及び第２項並びに第53条の規定を準用する。」と規定されており、これに則った手続となっていたか否か。

裁決の理由

当委員会は、本件審査申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書（令和８年９月 15 日付け美選管第 215 号）及び関係書類等物件の提出を求めた。また、申立人に対して弁明書副本を送付し、反論書の提出を求めたが提出はなく、口頭意見陳述の申立ての有無についても聞き取ったが、希望はなかった。そのため、提出された書類等に基づき慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

１　審査の申立てに対する市委員会の弁明

（１）当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反の主張について

公職選挙法上の当選の効力に関する争訟においては、被選挙権等当選人となり得る資格の有無の違法を争うものであり、個々の罰則該当行為の存否をもって直接に当選無効を主張することは含まない（昭和 28 年２月 17 日東京高裁判決）。また、選挙犯罪による当選無効は、公職選挙法第 251 条の規定により、刑事裁判において刑に処せられたときに裁判の結果として発生するものであり（平成４年 12 月 17 日名古屋高裁判決）、選挙に関する事務を管理する行政機関である選挙管理委員会に選挙違反の取締権限や違法事実を認定する権限はない。したがって、申立人の主張は理由がない。

（２）市委員会の審理手続の正当性及び職権調査の実施状況について

申立人は「美馬市選挙管理委員会委員長含めて４人がどの様に思っているのかを、お聞きしたいと思っていましたが、美馬市の職員に合わせて頂けませんでした。」等と主張するが、市委員会は令和８年５月２日の異議申出提出時において、口頭意見陳述の機会を通知したものの、申立人自身が口頭で「希望しない」旨回答している。また、市委員会は異議申出提出の相談時において、公職選挙法第 206 条に規定する地方公共団体の議会の議員の当選の効力に関する異議の申出において判断されるものではない旨を説明している。

２　当委員会の判断

（１）当選人藤原昌樹に対する公職選挙法違反主張による争訟対象性について

申立人は、当選人藤原昌樹の選挙運動期間外の行動及び選挙日当日の戸別訪問等を理由に当選無効を主張する。しかしながら、公職選挙法第 206 条に規定される当選の効力に関する争訟は、「選挙の管理機関の決定手続、得票数の算定、候補者の被選挙権の有無等の違法を争うもの」であり、個々の候補者が戸別訪問を行った等の罰則該当行為の存在をもって直接に当選の効力を争うことは含まない（昭和 28 年２月 17 日東京高等裁判所判決）。

また、公職選挙法第 251 条に規定される当選人の選挙犯罪による当選無効は、司法機関による裁判で刑に処せられたときに法律上当然に発生するものであり（平成４年 12 月 17 日名古屋高等裁判所判決）、選挙に関する事務を管理する行政機関である選挙管理委員会に選挙違反の取締権限や違法事実を認定する権限はない。したがって、原決定に瑕疵はない。

（２）市委員会の審理手続の正当性について

申立人は、市委員会からの連絡、説明等がなく、不透明な審理手続である旨主張するが、上記のとおり、市委員会は選挙犯罪に関して、これを取り締まる権限や違法事実を認定する権限を有しないことは明らかである。また、令和８年４月 30 日の市委員会の対応録によれば、申立人に対し、「仮に選挙運動違反をしていたとして、司法で有罪とならなければ

当選無効とはならない」旨を説明しており、同年５月２日に異議申出書を受け付けた際にも同様の趣旨を伝えている。さらに、その際、市委員会は口頭意見陳述の機会について告知した上で、申立人が「希望しない」旨を回答している。したがって、市委員会は申立人に対して異議申出の手続や審理の対象に関する説明を十分行っており、申立人の弁明の機会を不当に制限したような事実は認められない。

（３）結論

以上のとおり、申立人の主張はいずれも理由がなく、処分庁である市委員会がした原決定は、その結論において正当であり、取り消すべき瑕疵は認められない。したがって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和８年 10 月 23 日

徳島県選挙管理委員会
委員長　　岩　丸　正　史

（教示）

公職選挙法第 207 条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、高松高等裁判所に訴訟を提起することができる。